

那覇市こども計画策定業務に係る 公募型プロポーザル募集要領

那覇市こども計画策定業務に係る公募型プロポーザルの資格要件、審査等の手続きについては、次のとおりとする。

1 業務概要

(1) 件名

那覇市こども計画策定業務

(2) 業務の目的

令和5年4月に施行されたこども基本法第10条2項に基づき、令和7年度から11年度までを計画期間とする、「(仮称) 那覇市こども計画」及び「第3期那覇市子ども・子育て支援事業計画」を策定する。令和5年度に実施した子育て支援に関するニーズ調査、子どもの生活状況調査をはじめとしたアンケート調査等で得られた調査結果を基に、現状と課題の整理を実施し、計画策定の支援を行うことを目的とする。

「(仮称) 那覇市こども計画」については、こども基本法に基づき「少子化対策計画」、「子ども・若者計画(既に制定済)」、「子どもの貧困対策計画」を含むものとし、「第3期那覇市子ども・子育て支援事業計画」においては、第2期計画に倣い「次世代育成支援行動計画」を包含するものとする。

(3) 業務内容

別添「(仮称) 那覇市こども計画策定業務」委託仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日までとする。

2 見積上限額

5,973,000円(消費税及び地方消費税含む)

3 実施形式

本件は、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を決定するものとする。

4 参加資格要件

プロポーザルに参加を希望する者(以下「参加希望者」という。)は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国税、県税及び市税を滞納していないこと。
- (3) 本市において指名停止等を受けている者でないこと。

- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 那覇市暴力団排除条例(平成24年那覇市条例第1号)第2条第1号の暴力団又は同条第2号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係していないこと。
- (6) 本市に本社若しくは支店又は営業所を有する法人又は沖縄県内に本社を有する法人。
- (7) 公募開始日の前日から過去5年間において、国もしくは他の地方公共団体等が発注することも関係の計画又はその他の行政計画のニーズ調査もしくは計画策定支援に関する業務についての受託実績を有する者。
- (8) 本企画提案に応募するにあたり、複数の協力連携事業者で構成されるグループ応募も可とする。グループ応募をする場合には以下のとおりとする。
- ア 代表となる事業者を1者置くこと。
- イ 代表となる事業者は、本事業の運営管理、事業者相互の調整、財産管理等の事務的管理を主体的に行うこと。
- ウ 協力連携事業者が、他の構成で参加することは認めない。
- エ 代表となる事業者は、上記(1)から(7)までの要件を全て満たすものとする。
- オ 協力連携事業者は、上記(1)から(5)を全て満たすものとする。

5 参加表明書等の提出

(1) 参加表明書等の提出

参加希望者は、次表に掲げる資料を提出すること。期限までに参加表明書の提出がない者からの提案は受け付けない。

提出期限：令和6年4月9日（火曜日）午後5時

持参（開庁日に限る。）、又は郵送必着（電子メール又はFAXによるものは受け付けない。）

提出先：「15 問合せ先」参照

	資料名
ア	プロポーザル参加表明書（様式1）
イ(※1)	会社概要書及び本業務の推進体制（様式2）
ウ	業務実績報告書（様式3）
エ(※2)	誓約書（暴力団等）（様式4）
オ	使用印鑑届（様式5）

カ	印鑑証明書
キ(※2)	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(発行後3か月以内)
ク (※2)	市町村税納税証明書(発行後3か月以内) (滞納のない証明書又は※1 納税の猶予を受けている証明書)
ケ (※2)	消費税納税証明書(発行後3か月以内) (滞納のない証明書又は※1 納税の猶予を受けている証明書)

※1 グループ応募の場合には、「イ」の書類については、当該グループを構成するそれぞれの事業者について提出をすること。

※2 グループ応募の場合には、「エ」及び「キ」～「ケ」の書類については、当該グループを構成するそれぞれの事業者について提出をすること。

(2) 参加資格要件確認結果通知

本市は、受理したプロポーザル参加表明書等により、参加表明者が資格要件を満たしているかについて確認し、参加資格確認の結果について、「参加資格審査結果通知書及び企画提案書等提出依頼書」(様式6)(※有資格者宛通知)又は「参加資格審査結果通知書」(様式7)(※無資格者宛通知)により、4月10日(水曜日)までに参加希望者に通知するものとする。

6 企画提案書等の提出

	資料名	提出様式	部数
ア	提案提出書	様式8	1部(代表者印押印)
イ	企画提案書	様式9-1 ～9-2まで	13部
ウ	見積書	指定様式なし	13部

(1) 企画提案書等の作成

提出物詳細：以下のとおり

ア 提案提出書(様式8)・・・1部(代表者印を押印すること)

イ 企画提案書(様式9-1～9-2)・・・13部

ウ 見積書(指定様式なし)・・・13部

- ・見積書には消費税を含むこと。
- ・見積上限額を超えないこと。

(2) 提出期限・方法及び場所

提出期限：令和6年4月23日(火曜日)午後5時

提出場所：那覇市役所 こどもみらい部 こども政策課(本庁3階)

提出方法：直接こども政策課窓口へ持参（開庁日に限る。）又は郵送必着

※電子メール又はFAXによるものは受け付けない。

※提出期限を過ぎた企画提案書等は受け付けない。

(3) 参加の辞退

参加表明書又は企画提案書等の提出後、参加の辞退を行う場合は、署名、押印がされた任意の書式により申し出ること。

(4) その他注意事項

- ア 本公募型プロポーザルに係る経費は、すべて参加者の負担とする。
- イ 企画提案書は、1事業者につき1提案とすること。
- ウ 提案に使用する言語は日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- エ 書類提出後の企画提案書等の修正、変更又は追加は、認めない。ただし、提出後の企画提案書の修正等は、提出期限内においてのみ可能とする。
- オ 提出されたすべての資料の所有権は、本市にあるものとし、提出された資料は返却しない。
- カ 企画提案書等の著作権は企画提案者に帰属する。ただし、本市が本公募型プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、企画提案者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- キ 受託事業者選定に関する審査評価内容及び経過等については、公表しない。また、選定結果に対する異議は受け付けない。
- ク 本公募型プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、那覇市情報公開条例（平成26年3月27日条例第26号）に基づき提出書類を公開することがある。
- ケ 本要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、協議により定める。
- コ 本公募型プロポーザルの募集にあたり、募集要領及び仕様書等の変更がある場合には本市ホームページ等で周知するため、確認を行なうこと。

7 質疑応答等

質問がある場合には、質問書（様式10）に質問事項を記入し、電子メールで提出すること。なお、電話での質問は受け付けない。

(1) 提出期限：令和6年4月3日（水曜日）午後5時

(2) 宛 先：KM-SEI001@city.naha.lg.jp

※@の前の「KM-SEI」は英字、「001」は数字。

(3) 回答方法：令和6年4月5日（金曜日）までに、本市公式ホームページへ質問内容及び回答内容を掲載する。

8 企画提案の審査及び評価基準

(1) 審査方法

審査は、書類審査及びプレゼンテーションにより選定するものとし、企画提案の評価は、庁内に設置する審査委員会において、企画提案書等の提出された書類とプレゼンテーションをもとに、総合的に審査を行い、最も優秀な企画提案者を優先交渉権者とする。

(2) プレゼンテーションの実施（予定）

企画提案内容等の確認のため、以下の日時・場所でプレゼンテーションを実施する。

日時：令和6年4月30日（火曜日） ※開始時間については別途通知する。

場所：那覇市役所本庁舎 12階第1研修室（予定）

順番：参加表明書の受付順とする。

ア 持ち時間は30分程度（提案説明15分以内、質疑応答10分程度、準備撤収5分以内）とする。

イ プレゼンテーションは非公開とする。

ウ 1事業者につき、3名までの入室を認める。

エ プレゼンテーションの内容は、提出された企画提案書をもとに行なうこと。当日の内容変更及び資料の追加は認められない。

オ プロジェクター、スクリーン及びコンセントについては、本市側で用意する。また、パソコン等のその他プレゼンテーションに必要となる物は、事前にその旨連絡の上、すべて企画提案者側で用意すること。

(3) 選定基準

ア 業務遂行能力・保有能力に対する評価(20点)
実績、実施体制

イ 提案内容に対する評価(75点)

- ・提案内容の的確性・実現性・具体性等
- ・ニーズ調査結果の活用方法、計画反映手法の的確性
- ・計画案の構成や内容等の妥当性
- ・こどもの意見反映に係る提案内容の妥当性
- ・提案者による工夫や独自性の発揮

ウ 価格に対する評価(5点)
見積価格

(4) 審査結果の通知及び公表

委員会にて優先交渉権者名及び次点交渉権者を選定後、全応募者あてに通知する。また、本市ホームページにおいて、優先交渉権者名及び次点交渉権

者名を公開する。優先交渉権者及び次点者名以外の者に関する情報は公開しないものとする。審査結果に関する質問及び異議申し立ては受け付けない。

9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当した場合の提案については、無効とする。

- (1) 提案に参加する資格がない者が提案したとき。
- (2) 一つの事業者が複数案提案したとき。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (4) 提出期限までに必要な書類が揃わなかったとき。
- (5) 提案上限額を超えた提案をしたとき。
- (6) 募集要領に定める方法以外で市職員、審査委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められたとき。
- (7) その他公平な競争の妨げになる行為、事実があったと判断したとき。

10 契約締結に向けての協議

- (1) 審査の結果通知後、優先交渉権者と契約に向けての協議を開始する。
- (2) 優先交渉権者との協議が合意に至らない場合は、次点交渉権者と協議に入るものとする。

11 契約に関する基本事項

- (1) 契約の締結

協議の結果、業務内容及び契約内容について合意をした場合は、当該業務に係る仕様書を作成し、その仕様書に基づく見積書を契約予定者から聴取し、地方自治法施行令第167条の2の規定による随意契約の方法により契約を締結する。

- (2) 契約保証金について

ア 「11(1) 契約の締結」により本市と合意に達した契約予定者は、契約締結の際は、那覇市契約規則（平成26年那覇市規則第59号）第29条の契約保証金として契約金額の100分の10以上の額を契約前に納付すること。

イ 上記にかかわらず、那覇市契約規則第30条第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

12 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期間又は期日
公募開始	令和6年3月27日（水曜日）
質問書提出期限	令和6年4月3日（水曜日）午後5時
質問書に対する回答	令和6年4月5日（金曜日）
参加表明書等の提出期限	令和6年4月9日（火曜日）午後5時
参加資格要件確認結果通知 及び企画提案書提出依頼	令和6年4月9日（火曜日）～ 4月10日（水曜日）
企画提案書等の提出期限	令和6年4月23日（火曜日）午後5時
プレゼンテーション（予定）	令和6年4月30日（火曜日）
企画提案書等審査結果の通知	令和6年5月1日（水曜日）～5月7日（火曜日）
契約締結日（予定）	令和6年5月中
業務の履行期間	契約締結日から令和7年3月31日（月曜日）まで

13 その他

本要領に定めのない事項については、競争性、公平性を考慮のうえ、適宜、本市が判断するものとする。

14 問合せ先

〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所 本庁舎3階
 那覇市役所こどもみらい部こども政策課 保育対策・企画G
 電話：098-861-2110
 F A X：098-917-0106
 e-mail KM-SEI001@city.naha.lg.jp

15 配布資料

- (1) 募集要領
- (2) 募集要領【様式1】プロポーザル参加表明書

- (3) 募集要領【様式2】会社概要書及び本業務の推進体制
- (4) 募集要領【様式3】業務実績報告書
- (5) 募集要領【様式4】誓約書（暴力団等）
- (6) 募集要領【様式5】使用印鑑届
- (7) 募集要領【様式6】参加資格審査結果通知書及び企画提案書等提出依頼書
- (8) 募集要領【様式7】参加資格審査結果通知書
- (9) 募集要領【様式8】提案提出書
- (10) 募集要領【様式9】企画提案書
- (11) 募集要領【様式10】質問書
- (12) 「那覇市こども計画策定業務」委託仕様書
- (13) 令和5年度に実施したニーズ調査結果集計表
 - ・子ども・子育てニーズ調査（就学前児童保護者）
 - ・子ども・子育てニーズ調査（小学生児童保護者）
 - ・子どもの生活状況調査（小学生児童・中学生生徒）
 - ・子どもの生活状況調査（小学生・中学生の保護者）
 - ・こども計画のための意識調査